



税理士が行う租税教育についての一考察 ～納税者の視点の必要性～



水戸支部 樋田 雅美

1 はじめに

平成23年4月21日に日本税理士会連合会において「租税教育等基本指針」が制定され、約9年の年月が経った。私の所属する水戸支部でも、私の入会当初（平成13年）頃と比べると、1桁多いほどの大施回数となっている。

一方、会務としての租税教室とは別に、税理士という職業柄、税金についての講義依頼を受けることがある。その対象の多くは社会人で、事業者の他、年金生活者や主婦などの場合もある。その際、私が一貫して気を付けていることは、受講者の納税意識を高め、疑わしい節税を勧めるような言動をしないことである。それは、会務としての租税教室に携わることで自然に身に付いた、私のコモン・センスである。

そこで、会務として行う租税教育の他、個人的に受けける税金の講義も含めて、広く「税理士が行う租税教育」であると考え、以下にその基本理念を整理し、私見を述べたいと思う。

なお、私自身の租税教室との関わりは、平成15年度から租税教室の講師として租税教室に参加し、平成25年度から平成28年度まで支部広報部長、平成29年度から平成30年度まで支部租税教育推進部長として支部の租税教室全般に携わっている。

2 租税教室の社会的役割

国税庁のホームページには、次のような記載がある。

「『租税教室』は、次代を担う児童・生徒に税の意義や役割を正しく理解してもらい、税に対する理解が国民各層に広がっていくことを願って開催しています。また、租税教育推進協議会では、講師を学校に派遣し、税について様々なお話をさせていただいております。」「租税教育推進協議会とは…教育機関と税務当局（国税・地方税当局）、税理士会等の関係機関が協力し、租税教育の充実を図ることを目的に設立された団体で、租税教室の開催のほか、税に関する作文の募集などを行っています。

このように、租税教室は、税理士会が独自に主催するものその他、税務署内に本部を置く租税教育推進協議会が全体を取りまとめ、開催校の中から、税理士会、地方自治体、法人会などの関係機関へ担当校を割り当て、我々税理士は派遣講師として学校へ出向くという流れで実施されるものが多い。

3 税理士が行う租税教育の目的

日本税理士会連合会において制定された「租税教育等基本指針」の「2 租税教育等の目的」には、次のような記載がある。

「租税教育等の目的は、租税に関する意義、役割、機能、仕組み等の租税制度を知るとともに、申告納税制度の理念や納税者の権利及び義務を理解し、社会の構成員としての正しい判断力と健全な納税者意識を持つ国民を育成することであり、併せて国民に対し税理士制度を正しく周知することである。」

つまり、税理士が行う租税教育の目的は、ひとつには、国税庁及び租税教育推進協議会が掲げる、「次代を担う児童・生徒に税の意義や役割を正しく理解してもらい、税に対する理解が国民各層に広がっていく」ことに近い目的があり、他のひとつに、税理士制度を周知する目的があり、その広報活動の場として租税教育を位置付けている。

税理士という職業は、自らが申告・納税を行う自営業者を除き、馴染みの薄い職業であることは否めず、子どもの憧れる職業の1位に挙がることはまずない。租税教室を通して、税理士という職業を周知できることは、人変意義のあることである。

4 租税教育の内容と納税者の視点

「租税教育等基本指針」の「3 租税教育等における税理士の役割」には、次のような記載がある。

「税理士は租税に関する法令を熟知し、あるべき税制について国

に対し建議ができる専門的能力を有しており、一方で日常的に広く納税者に接し、納税者の良き理解者でもある。」「従って税理士は、租税教育等のテーマである税とは何か、なぜ税金を納めなければならないのか、税がどのように使われているかなど、独立した公正な立場で税の役割について指導すべき専任者である。」「租税教育等を通じて申告納税制度の維持発展に寄与することにより、広く社会に向けて国民の信頼に応え、納税者の期待に応えることができれば、申告納税制度と不可分の関係にある税理士制度の発展にもつながる。」

現在提供されている租税教室用テキストの内容は、国家財政、税金の種類、税金の使われ方、税負担の公平性などが中心である。税負担の公平について学習する場面では、累進課税についての理解を促しているが、納税者が課税所得を計算する過程にまでは、あまり触れていない。また、給与明細の中で所得税や住民税が天引きされていることが紹介され、自営業者は確定申告をして納税をする、という解説が加わることもある。しかし、そこからは、働いて得た所得のうちから納税することの大変さや、その喜びはあまり伝わってこないように感じる。

納税者が、納税額を確定するまでの過程なしに、「歳人の金額や、税金の種類から始まっているのである。税金の使われ方を紹介する前に、税金を納めるまでの過程、例えば、起業して、商品を売上げ、その中から仕入代金を支払い、従業員に給料を支払い、経費を支払い、残った利益がいくらで、そのうちのいくらを納税するのか」という起業体験やワークショップを実施できれば、もっと納税の場面に焦点を当てられるのではないか。そのような過程を経て納税したお金が、社会に役立っているのだ、という流れを実感することが必要ではないか。税金は世の中のために使われるから素晴らしい、ということだけが伝わったとしても、大人になり、社会に出た時、子どもの頃に受けた租税教室と現実がつながってこないのでないかと心配に思う。

5 おわりに

私の理想とする税理士が行う租税教育は、タックスペイサーとしての納税者側の視点を取り入れること、そして納税をするまでの過程とその先の税金の使われ方を一つの流れとして学習することで、「納税」と「税金の使途」の両者にギャップが生じることなく、常につながっていると理解してもらうことである。

しかし、特に個人的に受ける税金の講義の依頼の場合には、「消費税の増税について」「柑橘税対策について」等の具体的な内容を指定され、依頼者の知りたい内容について解説することになる。

租税教育によって、納税者の意識についても変化を促す必要があるのではないか。

法律相談室

—毎月第2火曜日・事前予約制—

○顧問弁護士名 小松 助 先生
事務所 東京都中央区銀座3-5-12 サエグサ本館

吉原特許法律事務所 TEL03-3562-4081

FAX03-3562-3288

○開設日時 毎月第2火曜日 午後1時30分～4時30分

○開設場所 関東信越税理士会内 TEL048-643-1661

—法律相談の方法—

○相談方法

イ. 直接面談による相談 ロ. 青面による相談

ハ. 電話による相談

いずれの方法をとる場合にしても、本会にて電話をいただければ、担当職人が相談の予約等について対応いたします。

○その他

相談が効率的・効果的に行えるよう、資料は十分に整理の上ご提出ください。